

第3回委員会資料『報告書(案)』についての委員からの意見

1. 「はじめに」、第1章 試行的評価の検証の実施、第2章 試行的評価の概要関係

評価は試行的段階にあり、進化中であり、検証評価もその過程において必要であることは周知のことであり、そうした点を前書きで示すべきである。

検証の趣旨で「国立大学法人評価及び大学機関別認証評価等」となっているが、規程や業務の流れからして順序を入れ替えるべきである。

2. 第3章 試行的評価に関する検証結果関係 (試行的評価の実施体制)

評価担当者の選考に当たっては、学問の性格の違いや、組織規模の違いに配慮することを可能とするように、この項は「多様な領域や学問上の特性、組織規模などに配慮しつつ、大学関係者や有識者といったバランス、性差、...も考慮し」とした方がよい。

委員等の構成に関する記述部分に関して、公立大学側も、かなりの数の候補を推薦した。しかし、選ばれたのは分野別教育・研究評価「総合科学」の場合、わずか5%にすぎない。国立大学偏重の結果であろうか。

自己評価において事務職員の役割は重要であり、このことは、試行評価の経験を通じて適正な評価を実施するための人材育成ができたという旨を、報告書に明記すべきである。

(試行的評価のプロセス)

「達成度(アウトプット, アウトカム)」, 「教育の付加価値という意味でのアウトット」という表現は不適切ではないだろうか。公共サービスの評価指標として両者は明確に違うものである。

教育活動は、資源の投入と成果との関係が一義的でなく、アウトプットはともかく、アウトカムのレベルで把握した上での評価は、研究的過ぎる。評価の手段としてアウトカム測定はできなくはないが、分野や大学によって多様であり、しかも目的に対してのアウトカムである。多様な高等教育機関に一律に行うのは費用面からモリスキーすぎる。

「国際連携」における「評価項目・視点の設定」への問題指摘をランキングへの懸念と結び付けている理由・根拠が不明である。

段階別の水準判断は、過半が肯定といえるだろうか。結論留保を含めると過半が肯定していない。法学、医学は否定が強く、この点は慎重に検討すべきである。

評価担当者への研修については、どのように行われたか明示すべきである。

報告書では、回答とヒアリング当日との期間が不明であるので判断しにくい。

各大学の改善を支援する評価という位置づけから重要なのは、助言機能であり、具体的にはパネル（訪問調査と討議）である。報告書では改善すべき点の記述重視への肯定は高いが、そうであれば、現状のような訪問調査では不十分であり、キャンパス視察と当該大学の構成員との討議は有効な助言に不可欠である。

（ 試行的評価の実施結果 ）

教育研究活動の改善への取組等について、13 年度着手以降で肯定的回答が従前の 6 割から 4 割程度に低下した背景は何か背景が分かるのであれば記述するのが望ましい。例えば、年度により対象とした大学が異なることが起因する差異等であれば明記すべきである。

評価担当者側の負担に関しては、回数や時間等の客観的な数値が示されているが、対象機関側については同様な調査は行なわれなかったのだろうか。

3 . 分析に関するもの

アンケート結果の「どちらとも言えない」の多さに着目すべきである。

アンケートの回答の平均値が高い場合でも、その中にある否定的な意見も検証することが大事である。例えば、評価説明会、評価者への研修、評価作業量、作業時間等については、否定的な回答が多く、その原因を年次別に追究することが望ましい。

評価方法には毎年の改善・効果はあると考えられるが、それについての検証では大学等の規模別等によるクロス集計を行い、データによって検証すべきである。また、改善点への対処法を展望することや教養教育のネガティブな意見がその後どうなったのか、教育系研究評価についての観点、方法等、研究の実態にあっていない点や評価者の分野選択も妥当でない点等についても、検証すべきである。

各団体の意見や評価に従事した専門員などのアンケートはないのだろうか。これらも重要な評価材料であるので分析・整理し評価に組み込んではどうか。

4 . その他記述全般に関するもの

報告書の記述に関して、分析とそれに対する機構の見解が混在しており解りにくいので、整理した方がよい。前提としての枠組み、実施したこと、機構の取組・改善、アンケートの結果を含めた評価、課題の提起のように、事実・評価を明確に区分した書き方にすべきである。

評価担当者へのアンケートによって、メタ評価が実現できるかどうかに関して疑問を感じた。評価された人が「評価結果は妥当であった」と感じて、それが評価が適切に行なわれたことには直結しない。また、機構の評価の目的への理解度と肯定的な回答の相関が高いのは、バイアスの結果当然生じることであって、必ずしも評価の成果を示すものではない。このことは、アンケート集計率の高さも同様のことがいえる。

5. 第4章 試行的評価の総合的検証（総括）に関するもの

(1) 今後の評価に関するもの

この検証では、試行的評価の目的、目標、基本的な枠組み、性格について、トータルとして試行的評価がどのような性格のものだったかという記述が必要であり、それが今後の評価にどうつながるか（方向性）についても言及すべきである。その点では国立大学法人評価や認証評価に向けてどのように改善及び活用していくかということを含め明確化するべきではないか。

今後の評価項目・視点の設定は、大学の教育研究を一定の水準に保つために試行評価の経験を活かした項目設定が必要である。また、絶対評価を基準としつつも、評価の水準を保つための相対評価を排除すべきでない。

試行評価を通じて対象機関の教育研究の改善につながったとの認識はあるが、各教員等の意識改革までは至っておらず、また、社会的にも広く国民の理解と支持を得るには至っていない。今後、大学評価をよりよいものにしていくためには、機構が掲げる評価の目的が速やかに実現できる一層の改善が望まれる。

機構は「他の認証機関と比して、どのような水準を目指す（差別化）のか。」また、「大学教育の国際的相同性の視点からの評価」について、それぞれ検討が必要である。

機構による機関別認証評価では、公共財で成り立つ国立大学法人・公立大学と民間財で成り立つ私立大学については、評価内容によっては一定の配慮が必要である。

評価を行うことが、教育や学術研究の発展によい作用をもたらしたかどうかは、より長期的な観点からみる必要がある。

機構の試行的評価は、現時点ではオーデットであり、認証評価でアクレディテーションの性格も持ち、法人評価で国立大学についてはアセスメントの機能を持つという複雑なものになる。こうした状況にある検証評価は、この3つの評価のタイプを視野に入れ、問題の抽出と改善の方向を選択的に示すということになるのではないか。

評価担当者の負担も今後多くの人員に多大な負担が掛かると予想されるので、この点も検討願いたい。

公平・公正な評価を行うためには、評価担当者への十分な研修は不可欠であり、評価文化が未だ根づいていない現状から、評価のスペシャリストの育成も課題である。今後は、経験者を増やすとともに、効率的な評価書作成のあり方（一部、マークシート方式を活用する）の検討も急務である。

機構の目的が各大学の教育研究活動の改善に資する点からして、大規模大学と小規模大学の評価に対する不公平感を排除するための工夫が必要である。また、大学の個性や特徴を伸ばすための評価のあり方をさらに検討し、評価の結果、多様性が失われることにならないよう、最大限の配慮も必要である。

試行的評価が円滑に実施されたことの基盤には、いわば自己評価文化の定着があったことを看過すべきではない。これからは、自己評価をどのようにマネジメントに活かすかというシステムの確立の問題であり、その点では機構の認証評価が、対象機関の実質的改革につながる自己評価の質的向上を促し、自己改革の媒体となるべきである。

評価の時代となって大学等から出た自己評価書に対して、機構からの評価結果は批判するものではなく、援助してあげるものでなくてはならない。

このアンケートは独法化前の国立大学の立場であって、これを独法化になってどう活用できるかの言及も必要でないだろうか。

(2) 対象機関に関するもの

機構と対象機関の関係は、対象機関（自己評価）が主で、機構（評価）は従（対象機関の自己評価を充実するための関係）であることが本来の姿である。

対象機関が全学的且つ組織的な評価にするためには、機構の評価の目的を全学/各部に浸透させることが重要である。これには、全学的な自己評価作成への参加と課題及び問題意識の共有化が肝要である。

対象機関が個性、特色を発揮するためには、各機関それぞれの「目的」、「目標」を持つことが重要であり、また、学内（組織）全体への周知も徹底する必要がある。

評価の根拠資料は、対象機関においてその自己評価の一環として組織的かつ日常的に収集、整理、蓄積しておく必要がある。これらの組織的自己評価体制が一旦構築できれば、自己評価作業の負担は大きく軽減されることが期待できる。

(3) 社会に関するもの

評価結果がマスメディアにランキング的に取り上げられることは、対象機関自身の自己評価の充実にネガティブな影響を与える。よって機構からの発表に際しては、そのような影響をできるだけ排除するよう慎重な対応（中立、公正）が求められる。また、将来的には、民間企業が業績や活動状況を発表しているのと同様に、対象機関が主体的に、自己評価の内容、機構による評価の内容、それらに基づく運営の改善策等について外部に発表していく方向を追及すべきである。